

グループ討議 60分

【学習のねらい】

実際にあった「子どもへの虐待」の新聞記事を読み合うことを通して、子どもの虐待を防止するためには、社会全体での取り組みが必要であることを理解する。

【準備するもの】

- ・子どもへの虐待の新聞記事

【進め方】

- (1) 子どもへの虐待の新聞記事を配って、読み合う。
- (2) 「このような虐待から子どもを守るために、この家族の周りの人たちはどのようなことをするべきか。」についてグループで話し合う。
- (3) グループの意見をまとめて発表し、全体で話し合う。
- (4) まとめ
発表された意見のポイントを拾い上げ、資料を参考に「虐待の起こる背景」「虐待を発見した時とるべき行動」「援助の基本的考え方」などを説明する。

【留意点】

- (1) 『虐待する親』でなく、『家族の周りの人たちの行動』に焦点を当てて話し合う。
- (2) 誰の視点に立つかによって問題点の捉え方が違ってくことに気づく。
- (3) 虐待する親は加害者であるだけでなく、被害者でもあることを理解する。

【参加者の意見（例）】

- ・なぜ近所の方は通報をしなかったのか？
- ・子育てについてもっと相談できる場を作るべきだ。
- ・家庭科の時間などで子どものうちから子育てについて教育するべきだ。
- ・民生委員・児童委員、保健婦など第三者がもっと家庭にはいるべきだ。
- ・子育てを母親だけに押しつけずに、地域で連携して行うべきだ。

<1996年の新聞記事より>

【2月16日】

1996年2月15日（A県において）、男性（20歳）から「一緒に寝ていた長男がいなくなった」と110番通報があった。捜索していたB警察署員が自宅近くの用水で黒ポリ袋を見つけ開けたところ、中に生後3ヶ月の長男の遺体があった。B警察署と県警本部は殺人、死体遺棄事件として調べている。

【2月17日】

B警察署は、母親（21歳）を殺人と死体遺棄の疑いで逮捕した。「ミルクを飲ませたりあやしたりしたが泣きやまず、近所迷惑になると思いつめた」と供述しているという。

【6月28日】

母親の判決公判がC地裁であり、裁判長は懲役3年・保護観察付きの執行猶予3年（求刑懲役4年）の有罪判決を言い渡した。「夫や義母に育児への理解や協力がなく、家族の責任も重大。本人は反省しており、被告人のみを責めるのは妥当ではない」などとして、保護観察下で更正を図るのが適当だとした。判決によると、被告は自宅で泣いている長男に困り、夜泣きが止まらなると夫や義母に怒られると考え、ティッシュペーパーを口に詰めるなどして窒息死させた。死体はポリ袋に入れて、近所の用水に投げ捨てた。

(グループ学習の様子)



(全体学習の様子)